

十勝国有林の 地域別の森林計画書

(十勝森林計画区)

計画期間 { 自 平成21年4月 1日
至 平成31年3月31日 }

樹立年月日：平成20年12月26日

北海道森林管理局

十勝森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
森林管理署等	

は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、十勝森林計画区に係る国有林について、森林の有する機能別の森林の所在及び面積、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

目 次

I 計画の大綱

- 1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ ----- 1
 - (1) 位置
 - (2) 自然的背景
 - (3) 社会経済的背景
 - (4) 森林・林業・木材産業の概況
- 2 計画樹立に当たっての基本的考え方 ----- 2

II 計画事項

- 1 計画の対象とする森林の区域 ----- 4
- 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ----- 4
 - (1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積
 - (2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (3) その他必要な事項
- 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 ----- 8
 - (1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項
 - (2) 伐採立木材積
 - (3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項
- 4 造林面積その他造林に関する事項 ----- 12
 - (1) 造林に関する基本的事項
 - (2) 人工造林及び天然更新別の造林面積
 - (3) その他造林に関する必要な事項
- 5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 ----- 14
 - (1) 間伐及び保育に関する基本的事項
 - (2) 間伐立木材積
 - (3) その他間伐及び保育に関する必要な事項
- 6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 ----- 16
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域
 - (2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法
 - (3) その他必要な事項
- 7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 ----- 17
 - (1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方
 - (2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等
 - (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
 - (4) その他必要な事項

8	森林施業の合理化に関する事項 -----	17
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保	
	(2) 林業機械の導入の促進	
	(3) 作業路等の整備	
	(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備	
	(5) その他必要な事項	
9	森林の土地の保全に関する事項 -----	18
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(4) その他必要な事項	
10	保安施設に関する事項 -----	18
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
	(4) その他必要な事項	
11	その他必要な事項 -----	19
	(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
	(2) 森林の保護及び管理	
	(3) その他必要な事項	
Ⅲ 別 表		
別表1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積 -----	27
別表2	計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	33
別表3	伐採立木材積 -----	33
別表4	人工造林及び天然更新別の造林面積 -----	33
別表5	公益的機能別施業森林の区域 -----	34
別表6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 -----	36
別表7	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法 -----	44
別表8	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 ----	44
別表9	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法 ----	44
別表10	保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	45
	10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	
	10-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	
	10-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	
別表11	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 --	46
別表12	治山事業の数量 -----	47
別表13	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 -----	48

(附) 参考資料	
1	森林計画区の概況 ----- 55
(1)	市町村別土地面積及び森林面積 ----- 55
(2)	地況 ----- 56
(3)	土地利用の現況 ----- 58
(4)	産業別就業者数 ----- 59
2	森林の現況 ----- 60
(1)	齢級別森林資源表 ----- 60
(2)	制限林普通林別森林資源表 ----- 65
(3)	市町村別森林資源表 ----- 66
(4)	制限林の種類別面積 ----- 70
(5)	樹種別材積表 ----- 73
(6)	荒廢地等の面積 ----- 73
(7)	森林の被害 ----- 73
3	林業の動向 ----- 74
(1)	森林組合及び生産森林組合の現状 ----- 74
(2)	林業事業体等の現状 ----- 76
(3)	林業労働力の概況 ----- 77
(4)	林業機械化の概況 ----- 78
4	前期計画の実行状況 ----- 79
(1)	伐採立木材積 ----- 79
(2)	人工造林及び天然更新別面積 ----- 79
(3)	育成複層林施業導入面積 ----- 79
(4)	林道の開設又は拡張の数量 ----- 79
(5)	治山事業の数量 ----- 80
5	林地の異動状況 ----- 80
(1)	森林より森林以外への異動 ----- 80
(2)	森林以外より森林への移動 ----- 80
6	森林資源の推移 ----- 81
(1)	分期別伐採立木材積等 ----- 81
(2)	分期別期首資源表 ----- 82

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ

(1) 位置

北海道の東南部の十勝支庁管内に位置する。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本計画区の地勢は、中央北部に十勝川が南流し、その流域に広大な十勝平野を形成している。

北部に三国山、音更山、石狩岳、トムラウシ山、十勝岳といった2,000m級の大雪山系があり、西部は芽室岳、戸鳶別岳、カムイエクウチカウシ山、神威岳等の急峻な日高山脈が連なり、東部は雌阿寒岳、阿寒富士等の阿寒山系、南部は太平洋に接している。

大雪山系及び日高山脈を水源とする大小の河川が合流して十勝川となり、歴船川、豊似川等の河川とともに、太平洋に注いでいる。

イ 地質及び土壌

地質は、大雪・阿寒山系の火成岩、日高山脈の深成岩等が母材となっており、特に北部には軽石流堆積物、平野部にはシルト質のローム層が広がっている。

土壌は、山地で一般的に火山灰層の被覆のある褐色森林土があり、山麓、平野部には黒色土が広く分布している。

ウ 気候

気候は、夏期は高温、冬期は低温乾燥となっており、特に冬期の十勝平野は降雪量が少なく、晴天の日が続き、年平均気温は6℃前後である。

また、年間降水量は900mm程度であり、積雪量は最高積雪深120cm程度である。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

十勝管内は、1市16町2村から構成され、国有林は1市12町2村に所在している。

イ 人口

人口は、約354千人（平成17年国勢調査）で、全道の約6%となっている。

ウ 産業

産業は、農業が管内の基幹産業であり、畑作は広大な十勝平野において麦類、豆類、馬鈴薯、甜菜等、また、酪農は乳牛、肉用牛が行われている。

漁業については、寒暖2海流が交錯する好漁場を有し、さけ、ます、すけとうだら、ししゃも、毛がに、サンマ、ツブ、タコを対象とした沿岸・沖合漁業が盛んである。

工業は、農畜産物加工を主体とする食料品製造業と、木材・木製品製造業が総出荷額の81.5%を占めており、地方資源型工業が中心となっている。

観光産業としては、十勝平野の広大な田園風景と大雪山国立公園、阿寒国立公園、日高山脈襟裳国定公園等の雄大な山岳景観とのコントラストが特徴的であり、十勝の自然環境や主要産業である農林水産業を生かし、ホーストレッキングやラフティング等のアウトドア体験や遊漁体験のほか、ファームインや観光農園などの体験型の観光や地場産業を活用した食の提供などが注目されてきている。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

森林面積は、総土地面積の64%の693千haで、全道森林面積の12%を占めている。このうち国有林は、415千haとなっている。

森林蓄積は、全道の15%を占める107,522千m³で、このうち国有林は63,498千m³となっている。国有林のha当たり蓄積は155m³で、全道平均127m³を上回っている。

人工林率は26%で、全道平均27%を下回っており、国有林は14%となっている。

イ 木材産業

平成19年度の製材の原木消費量は、全道の23%を占める527千m³で、このうち針葉樹が99%、広葉樹が1%となっている。また、製材出荷量は、全道の22%を占める249千m³で、用途別では梱包材が72%となっている。

チップの原料消費量は、全道の22%を占める446千m³で、このうち針葉樹が76%、広葉樹が24%となっている。

ウ 林業事業体等の現況

森林組合は12組合が組織されており、林業事業体は、森林組合を除き、造林業では43業者、素材生産業では39業者となっている。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、木材等の林産物の供給等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、保健・文化・教育的な利用や良好な生活環境の保全とともに、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与、生物多様性の保全等に対する森林の役割への期待が高まっている。

北海道の森林は、これらの役割を果たすことはもとより、北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生息・生育環境の確保の上で大きな役割を果たしている。

とりわけ、北海道の総土地面積の約39%、森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割が大きなものとなっている。

このような森林の果たす様々な機能の高度発揮に対する国民の期待の高まりに応えるとともに、流域を単位として、地域の特色ある森林づくりを進めていくこととし、「美しい森林づくり推進国民運動」を展開することを通じて、民有林と国有林が連携し、森林の整備及び保全を進めていくこととする。

なお、このとき、すべての森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育しており、それら生態系の保全に配慮した森林施業を通じて、多様な林齢の森林造成する

こと等が、生物多様性の保全につながるよう十分留意する。

特に、本森林計画区では、以下のような森林づくり等について取り組んでいくものとする。

- ① 本森林計画区の国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業の振興に資する観点で重要な役割を担っていることから、水源かん養機能の持続的発揮に向けた森林整備を推進する。
- ② 国の天然記念物に指定されているクマゲラ、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ及びその両方に指定されているシマフクロウ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。
- ③ 森林吸収源対策に資するため、人工林の若・壮齢級を中心とした間伐をはじめ、必要な森林整備を積極的に推進する。
- ④ 森林生態系保護地域及び緑の回廊については、生物多様性の保全を図るとともに、優れた森林生態系を一体的かつ効率的に保全していくため、生物多様性の状態を把握する調査等を踏まえ、的確な維持・保存のあり方等を検討する。
- ⑤ 計画の効率的な実効を図り、地域の一体的かつ総合的な森林整備及び保全を図るため、民有林・国有林間で密接な連絡調整を図る。

II 計 画 事 項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		4 1 4 , 7 8 8	官公造林0haを含む。
市 町 村 別 内 訳	帯 広 市	2 0 , 8 5 5	
	音 更 町	5 1	
	士 幌 町	1 4 9	
	上士幌町	4 7 , 3 4 9	
	鹿 追 町	1 7 , 9 7 3	
	新 得 町	8 3 , 6 8 6	
	清 水 町	1 1 , 3 8 1	
	芽 室 町	1 5 , 3 9 8	
	中札内村	1 6 , 7 1 6	
	更 別 村	5 7 1	
	大 樹 町	4 1 , 4 6 7	
	広 尾 町	3 2 , 6 3 0	
	本 別 町	9 , 9 2 1	
	足 寄 町	7 8 , 2 7 7	
陸 別 町	3 8 , 3 6 4		

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。

2 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、十勝西部森林管理署、十勝東部森林管理署及び東大雪支署に備え置く。

3 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり定める。

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を高度に発揮する上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林とする。

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林とする。

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林とする。

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、貴重な野生生物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林とする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の森林の整備及び保全の目標に向け、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとする。

この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの

効果的な活用を図ることとする。

また、森林の管理経営に欠くことのできない施設である林道の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備を図ることとする。その中で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努める。

なお、森林の整備及び保全の推進を図るに当たっては、多種多様な動植物や土壌生物の生息・生育地として、生物多様性の保全や国民のニーズ等に十分配慮するとともに、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の着実な実施や保安林等の適切な管理・保全等により、吸収源・貯蔵庫としての機能の発揮を確保し、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の確保に貢献できるよう努める必要がある。

重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は、次のとおりとする。

(ア) 水土保全林

水土保全林は、災害に強い国土基盤の形成又は良質な水の安定的供給を確保する観点から、特に水源かん養機能又は山地災害防止機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、地形・地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を図るための森林施業を推進するため、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を促進するため、適切な保育・間伐等を推進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る。また、立地条件に応じて、天然力も活用した施業を推進することとする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の施設の設置を推進することとする。

(イ) 森林と人との共生林

森林と人との共生林は、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、特に生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を重視することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び利用の組合せに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健、風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている防風林等の森林の整備・保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する上記2つの区分以外の森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、木材資源の持続的な循環・利用を図るための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化等を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

森林整備の区分別対象面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	構成比
総 数	4 1 4 , 7 8 8	1 0 0 %
水 土 保 全 林	2 8 9 , 6 3 6	7 0 %
森林と人との共生林	1 1 9 , 5 5 8	2 9 %
資源の循環利用林	5 , 5 9 4	1 %

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

- ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

(3) その他必要な事項

ア 水源かん養機能の持続的発揮に向けた森林整備

河川の上流域に位置する国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業の振興等に資する観点で、特に水源かん養機能の発揮への期待が高い。

このため、将来の森林の姿を見据えた面的な広がりでの森林を取り扱うことに留意して、

- ①将来とも育成単層林として維持していく林分については、資源の循環利用も

考慮した帯状伐採等の施業

②将来、育成複層林に誘導していく林分については、複層林、針広混交林等の誘導に向けた下層の光環境の確保、下層植生等の導入・育成に配慮した施業等を行っていくものとし、流域全体で水源かん養機能が持続的に発揮されることを目指すものとする。

特に、それぞれの施業目的に応じた間伐については、地球温暖化防止にも貢献することから積極的に取り組むこととし、路網を基幹として施業の集約化等を推進し、森林資源の有効利用を進めていくものとする。また、地域との連携・協働による水源林整備も積極的に進める。

なお、取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね50m以上の保護樹帯を設置する。

イ クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ・オオタカ生息森林の取扱い

国の天然記念物に指定されているクマゲラ、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ及びその両方に指定されているシマフクロウ等の生息の把握に努め、生息状況に応じて森林を適切に取り扱っていくものとし、これら希少鳥類の生息環境の保全を図る。

ウ 優れた森林生態系の維持・保存

新得町の十勝川源流部を中心とする森林は、東大雪山系の山々に囲まれた亜高山性針広混交林が広がる北海道を代表する天然林であり、一部は原生自然環境保全地域に指定されていることから、今後とも豊かな生態系として維持・保存していく必要がある。

このため、当該地において生物多様性の状態を把握する調査等を踏まえ、的確な維持保存のあり方等を検討していくものとする。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹種	標準伐期齢
人	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
工	カラマツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
林	カンバ、ドロノキ、ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然更新によって成立する針葉樹	60
	〃 〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって成立する広葉樹	25

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、2の(2)「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林等により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。
また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材資源の循環・利用を考慮して、多様化等を図ることとし、生産目標とする径級に達した林齢以上で伐採することとする。
なお、人工林の主要な樹種の主伐時期は、次のとおりとする。

樹種	生産目標	目標径級 (cm)	主伐時期 (年)
カラマツ	一般材	22～(40cm～)	50(80)
トドマツ	〃	22～(40cm～)	65(90)
アカエゾマツ、 エゾマツ	〃	22～(40cm～)	75(110)

注：() 書は長伐期施業の場合である。

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に

人天別	樹種	標準伐期齢
人	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
工	カラマツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
林	カンバ、ドロノキ、ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然更新によって成立する針葉樹	60
	〃 〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって成立する広葉樹	25

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、2の(2)「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林等により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。
また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材資源の循環・利用を考慮して、多様化等を図ることとし、生産目標とする径級に達した林齢以上で伐採することとする。

なお、人工林の主要な樹種の主伐時期は、次のとおりとする。

樹種	生産目標	目標径級 (cm)	主伐時期 (年)
カラマツ	一般材	22～(40cm～)	50(80)
トドマツ	〃	22～(40cm～)	65(90)
アカエゾマツ、エゾマツ	〃	22～(40cm～)	75(110)

注：() 書は長伐期施業の場合である。

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に

エ クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ・オオタカ生息森林の取扱い

(ア) クマゲラ

営巣木が確認された場合は、営巣木を中心に、おおむね半径50m以内を営巣木保護区域、おおむね半径500m以内を緩衝区域として設定する。

営巣木保護区域においては、営巣木の伐採は行わない、間伐又は弱度の択伐以外の伐採は行わないとともに、産卵・抱卵・育雛期間（4～6月頃）は立ち入りを控え、騒音の発生を防止する。

緩衝区域においては、伐採は択伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は面積5ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

（具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成18年6月29日付け18北計第27号）による（以下同じ）。）

(イ) シマフクロウ

繁殖活動が旺盛なつがいが確実に営巣している区域及びその周辺区域を保護林として設定する。また、保護林の区域のうち、営巣木と繁殖期の主要な採餌場所を含む周辺一帯の区域を営巣木保護区域に設定する。

保護林においては、営巣木及び大径樹洞木（営巣候補木）の保残に努めるとともに、繁殖期間（1～6月）内は、原則として施業を実施しない。

また、繁殖期間以外の期間に行う施業においては、人工林について、シマフクロウの生息環境の保全に資するため、間伐を適切に実施し林分の健全化に努めるとともに、必要に応じ移動空間確保のための密度調整を行う。天然林について、営巣木保護区域内において、風害等による被害木の伐採等の森林の維持管理のために行う伐採を除き、原則伐採は行わない。

なお、施業の実施に当たっては、シマフクロウの餌となる魚類、両生類等の生息環境に影響を及ぼさないよう努める。

（具体的な取扱いは、「シマフクロウ生息地保護林等の森林施業について」（平成18年2月13日付け17北計第106号）による（以下同じ）。）

(ウ) クマタカ・オオタカ

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径500m程度、オオタカについては半径250m程度の営巣中心域を設定する。また、クマタカ・オオタカともに、営巣木から半径2km程度の高利用域を設定する。

営巣中心域のうち、営巣木から半径50m程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期（クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月）に行い、皆伐が必要な場合は1ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内の人工林において皆伐を行う場合には、面積を5ha以下にするとともに、分散配置に努める。

（具体的な取扱いは、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針の制定に

ついて」(平成19年3月28日付け18北計第147号)による。(以下同じ。)

また、このほかの希少野生生物(「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」に規定する指定種や環境省レッドデータブックに掲載する種など)についても、その生息・生育の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、複層林施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

天然更新補助作業については、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹種	基準本数(本/ha)
トドマツ	3,000
アカエゾマツ、エゾマツ	3,000
カラマツ、グイマツ	2,500
広葉樹	4,000
クロマツ(海岸林)	10,000
その他針葉樹	3,000

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500~2,000本を目安とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。また、天然力の活用に配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ

確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春又は秋とするが、極力乾燥期は避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

なお、人工下種は、自然的条件等天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

a 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

b 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度地表処理を行う等により確実に更新を図る。

c 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

なお、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうっ閉状態に達した林分において、その健全化と利用価値の向上を図ることを目的として、林木間の競合を緩和し併せて資源の有効利用を図るために行う。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図るものとする。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹 種	間伐の時期（林齢）			間 伐 方 法	間伐率
	初 回	2 回	3 回		
カラマツ、グイマツ	4 齢級 (16～20年)	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)	列状、 定性、 定量、 上層間 伐のう ちから 最も適 した方 法を選 択	35%を 上限と する。
トドマツ	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)	1 1 齢級 (51～55年)		
アカエゾマツ、エゾマツ	8 齢級 (36～40年)	1 1 齢級 (51～55年)	1 4 齢級 (66～70年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)	1 0 齢級 (46～50年)		
広葉樹	6 齢級 (26～30年)	9 齢級 (41～45年)	—		

イ 保育の標準的な方法

(ア) 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全化と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

(イ) 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりである。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	カラマツ	○	◎	○	○													
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ	○	◎	◎	○	○	○	○	○									
	つる切・除伐																	
つる切・除伐	カラマツ						←○	→		○	→							
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ									←○	→				○	→		

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈りの○は1回刈、◎は2回刈を示す。

トドマツ等の下刈で、8年目については必要な箇所に適用する。

3) つる切り、除伐の←○→は標準年次と範囲を示している。

(ウ) 保育の作業方法

a 下刈

目的樹種の成長に必要な陽光を与えることを主眼とし、植栽木の高さ及び植生の状態により、適切な方法を採用することとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

c 除伐

植栽後発生した天然木が目的樹木と競合し、その生育が阻害される場合に実施するが、実施に当たっては目的樹種の中の形質不良木も伐倒するとともに、つる類の繁茂状況を勘案し、極力つる切りと併行させ効率的に実施する。

なお、植栽木と天然木の成長関係及び将来の利用価値等を勘案し、有用天然木は積極的に育成していく。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 国土の保全や地球温暖化防止等公益的機能を高度に発揮させつつ、資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。

イ 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保持林」の区域

水土保持林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域該当林分なし。

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保持林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、複層状態等の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を考慮した、造林、保育、間伐や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹の活用による針広混交林化を推進することとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林については、快適な森林環境や優れた自然景観を保全し、又は創出するため、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業等の推進に努める。

なお、森林レクリエーション施設周辺の森林については、快適な森林環境の維持等を図るため、保育、間伐等を適切に行うものとする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域における施業の方法
該当林分なし。

(3) その他必要な事項
なし。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の路網については、効率的な森林施業や森林の適切な管理経営に欠くことのできない施設であり、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、民有林・国有林一体となった効率的な整備を図っていくこととする。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当林分なし。

(4) その他必要な事項

ア 適切で効率的な森林施業を行うため、林道の整備と併せて作業道の作設を進める。

特に、育成複層林施業の導入等により継続的な施業の実施が見込まれる森林については、きめ細かい施業を積極的に実施するための作業道の作設を進める。

イ 林道の開設に当たっては、林道規程に基づく規格構造を遵守する。また、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の防止施設を設置するほか、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

ウ 適切な林道の維持管理を行い、林道の機能の保全及び向上に努める。

エ 林道工事の実施に当たっては、3の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注、経営の安定強化のための指導、機械化の促進等の指導を図る。

これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

(2) 林業機械の導入の促進

生産供給体制の整備を図るため、チェンソーとトラクタによる従来型の作業シス

テムに加え、高性能林業機械を中心とした新たな作業システムを定着させるためにフィールドの提供等を行う。

(3) 作業路等の整備

育成複層林等多様な森林の造成と効率的な森林施業の推進を図るため、作業路網の計画的な整備に努めるものとする。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

流域森林・林業活性化協議会等の場への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

(5) その他必要な事項

民有林と連携した流域管理システムの下で、計画的な木材供給の推進、森林施業の共通化など、森林整備、生産、加工流通等各段階における取組を一体的かつ効率的に実施し、流域森林・林業の活性化に資することとする。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
該当林分なし。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法
該当林分なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更の際、その規模、実施地区については、周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。特に、集材路等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、溪流沿いの集材路等の設置は、極力避けるものとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、複層林施業等を推進することとする。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等については、

別表 1 1 のとおり定める。

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当林分なし。
- (3) 実施すべき治山事業の数量
実施すべき治山事業の種類別及び箇所別の数量については、別表 1 2 のとおり定める。
- (4) その他必要な事項
治山工事の実施に当たっては、3 の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

11 その他必要な事項

- (1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
 - ア 制限林の所在及び面積
法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積並びに施業方法については、別表 1 3 のとおり定める。
 - イ 保安林の区域内の森林
保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。
 - (ア) 主伐の方法
 - a 主伐のできる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - b 伐採方法は、以下の 3 区分とする。
 - (a) 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）
 - (b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は 10 m 未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が 0.05 ha を超えないもの）
 - (c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）
 - (イ) 伐採の限度
 - a 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
 - b 1 箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。
 - c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅 20 m 以上にわたり残存させなければならない。
 - d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
 - e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度

の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。(指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。)

(ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

(エ) 植栽の方法、期間及び樹種

- a 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。
- c 植栽する樹種は、保安機能の維持及び強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種特別地域	<p>(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>(2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。</p>
第二種特別地域	<p>(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>(2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。</p> <p>(5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>(6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。</p> <p>(7) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とする。 ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
史跡名勝天然記念物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

オ 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
鳥獣保護区特別保護地区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあっては伐採種を定めない。 (4) 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

保健・文化・レクリエーション活動等を目的として森林の利用が年々増加してきており、また、各種活動の場としての森林への要請も高まってきているが、森林の各種機能維持向上させていくためには、森林の適正な保護と管理が重要となってきた。

森林に対する被害としては、気象害、病虫害害、山火事等があるが、特に、山火事は、都市近郊林、自然公園等、利用者の多い地域に発生しており、森林巡視等による適切な森林管理を行う。

また、病虫害害等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。なお、近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、平成20年2月の「鳥獣による農林水産業等に

係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の施行を受けて、市町村における被害防止対策実施のための被害防止対策協議会に参画する中、関係機関等と連携を図り、生息状況、被害動向等について情報収集等をするとともに、平成11年6月の「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」の改正により創設された「特定鳥獣保護管理計画制度」を受けて北海道が策定した「エゾシカ保護管理計画」に基づく個体数調整に協力し、被害の防止に努める。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。

さらに、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ・オオタカが生息する森林については、林道や歩道からおおむね50m以内の範囲に営巣木がある場合には、必要に応じて、営巣木の箇所の特定に結びつかないように林道入口等へ看板を設置し、入林の抑制等を行う。

イ 森林の巡視に関する事項

森林の巡視については、国有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施するとともに、森林法違反行為の未然防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や、一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を防止するため、春先の乾燥時期には林野巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や、標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行うものとする。

(3) その他必要な事項

ア 民有林と国有林が一体となった森林づくり

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林の整備・保全の推進、緑環境の整備による雇用対策、道民との協働の森林づくりの展開に向けた取組を実施する。

イ 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するなど、森林環境教育の推進を図る。

別 表 Ⅲ

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

ア 市町村別内訳

単位 面積：ha

区 分	水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保健文化	木材生産等	
総 数	348,990.40	86,126.19	24.24	168,390.30	95,962.18	
市 町 村 別 内 訳	帯 広 市	10,108.03	11,724.28	-	10,888.43	974.86
	音 更 町	-	6.81	24.24	26.92	11.10
	士 幌 町	4.50	-	-	144.94	4.50
	上 士 幌 町	43,561.99	2,987.59	-	40,661.02	2,363.40
	鹿 追 町	14,785.81	3,864.72	-	11,450.66	3,463.96
	新 得 町	82,580.23	8,254.60	-	45,456.57	6,765.84
	清 水 町	10,705.86	3,170.37	-	5,428.15	730.43
	芽 室 町	8,487.25	5,361.95	-	5,964.17	816.71
	中 札 内 村	13,214.78	13,371.28	-	12,801.23	354.39
	更 別 村	-	-	-	-	179.37
	大 樹 町	32,406.01	20,589.28	-	18,830.19	3,424.09
	広 尾 町	19,772.71	15,398.79	-	10,625.49	2,202.77
	本 別 町	9,697.48	319.91	-	656.68	5,509.70
	足 寄 町	66,900.57	1,076.61	-	5,285.15	44,685.48
陸 別 町	36,765.18	-	-	170.70	24,475.58	

注1) 各森林の有する機能別の森林の所在は、北海道森林管理局計画課に備えておく別冊のとおりである。

2) 森林の有する機能

ア 水源かん養機能

水資源を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調整する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂の崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

イ 所在別内訳

a 水源かん養機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	
総数		348,990.40	
市町村別内訳	帯広市	289～299, 302～305, 327～328, 333～334	10,108.03
	士幌町	9	4.50
	上士幌町	3～11, 13～35, 39～40, 42, 45～96, 98～134, 139, 141～209, 2167～2169, 2173, 2175～2177	43,561.99
	鹿追町	2111～2161, 2163～2165, 2170～2172, 2174, 2177～2178	14,785.81
	新得町	1001～1307, 1310～1313, 1317～1333, 2001～2013, 2053～2077	82,580.23
	清水町	14～38, 41～47	10,705.86
	芽室町	247～248, 252～268	8,487.25
	中札内村	354～377	13,214.78
	本別町	201～230, 232～245	9,697.48
	足寄町	4～15, 18～132, 134～139, 244～245, 308～312, 323～353, 355, 357～359, 364～365, 368～378, 380～390, 394～396, 398～406, 408～430, 432～440, 1183～1184, 1188, 1190～1191	66,900.57
陸別町	403～404, 418, 440, 1001～1044, 1046～1051, 1053～1057, 1062～1071, 1101～1116, 1123～1177, 1179～1191	36,765.18	

b 山地災害防止機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	
総数		86,126.19	
市町村別内訳	帯広市	289～299, 301～311, 314, 322～337	11,724.28
	音更町	390	6.81
	上士幌町	31, 36, 44～47, 68, 74～77, 80～82, 84～85, 91～92, 94～99, 101～103, 115, 117～122, 131～132, 151, 163, 188～190, 205	2,987.59
	鹿追町	2119, 2127～2136, 2138～2140, 2143～2156, 2163	3,864.72
	新得町	1014, 1051, 1053, 1062, 1076～1077, 1080, 1093, 1100, 1128, 1148, 1174, 1177, 1179, 1182, 1188, 1194～1196, 1198～1203, 1205～1218, 1220～1221, 1223, 1225, 1229～1234, 1243～1244, 1246～1247, 1250～1252, 1259～1260, 1262～1263, 1282～1283, 1288, 1291, 1293, 1297～1299, 1301～1303, 1305～1306, 1308～1309, 1311, 1313～1314, 1321, 1327	8,254.60
	清水町	15～35, 37～47	3,170.37
	芽室町	250, 254, 256～268, 270～273, 277～278, 281, 389	5,361.95
	中札内村	346～349, 351～378	13,371.28
	大樹町	2003, 2013～2034, 2037～2046, 2049, 2051, 2053, 2055, 2057～2059, 2062～2075, 2079～2081, 2083, 2088, 2091, 2094～2109, 2115～2116, 2122, 2131, 2133～2134, 2139～2142	20,589.28
	広尾町	1004～1008, 1016～1041, 1043～1069, 1071, 1073～1076, 1081, 1083～1084, 1088～1090, 1095, 1097～1098, 1100, 1103～1107, 1110～1111, 1129, 1142～1145	15,398.79
本別町	203～209, 213～215, 218, 237	319.91	
足寄町	4～6, 12～13, 16, 32～34, 62, 69, 72, 77～78, 83, 96, 98～102, 121～122, 124～125, 130～131, 144, 147～148, 158, 319～320, 333～334, 337, 345, 358～359, 361, 367, 390～391, 393, 395, 397, 399, 406～407	1,076.61	

c 生活環境保全機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	
総数		24.24	
市町村別内訳	音更町	388	24.24

d 保健文化機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	
総数		168,390.30	
市 町 村 別 内 訳	帯広市	289～311, 327～328, 330～331, 333～336	10,888.43
	音更町	390	26.92
	士幌町	1	144.94
	上士幌町	1～3, 36～132, 138～209, 2166～2169, 2173, 2175～2177	40,661.02
	鹿追町	2110, 2114～2115, 2118, 2121～2135, 2138, 2140～2141, 2143～2157, 2159～2165, 2170～2172, 2174, 2177～2180	11,450.06
	新得町	1077～1081, 1092～1094, 1128～1245, 1248～1249, 1254, 1269～1271, 1275～1279, 1281, 1283～1298, 1300, 1304, 1308～1309, 1311, 1313～1316, 1322～1326, 1331, 2012～2013, 2051～2053	45,456.57
	清水町	18～19, 22～28, 32～38, 41～44, 46～47	5,428.15
	芽室町	247～248, 250, 254, 256～267, 271～273, 278, 389	5,964.17
	中札内村	351～375	12,801.23
	大樹町	2002, 2016～2032, 2040～2045, 2053, 2064～2075, 2099～2107, 2115～2116	18,830.19
	広尾町	1005～1008, 1017～1026, 1039～1040, 1057～1062, 1073～1076, 1083～1084, 1088～1090, 1097～1099, 1103～1104, 1108, 1110～1111, 1117, 1121, 1137, 1142～1145	10,625.49
	本別町	205～207, 215, 221～223	656.68
	足寄町	10, 55～56, 67～68, 73～76, 91, 94, 100～102, 105, 303, 319～327, 329, 356	5,285.15
陸別町	1021, 1038, 1068, 1070, 1158	170.70	

e 木材等生産機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	
総数		95,962.18	
市 町 村 別 内 訳	帯広市	300, 312, 314, 319, 322～325, 332	974.86
	音更町	388, 390	11.1
	士幌町	9	4.50
	上士幌町	4, 6, 9～13, 21, 24, 30, 38, 41, 44～45, 47, 61, 64, 66, 86, 97, 104～105, 110, 134～135, 141, 143, 151, 154, 162, 168, 176, 178, 180, 185～187, 194, 198, 2175～2176	2,363.40
	鹿追町	2101～2114, 2116～2122, 2128, 2136, 2139, 2143, 2146, 2148, 2154, 2170	3,463.96
	新得町	1001～1002, 1004～1008, 1010, 1013, 1016～1017, 1021～1027, 1034～1036, 1038, 1041～1042, 1055, 1058～1063, 1070～1072, 1074～1076, 1084～1085, 1087, 1113～1115, 1126～1127, 1139, 1147～1148, 1152, 1155, 1157, 1160～1163, 1174, 1176, 1179, 1190, 1205, 1222, 1252, 1255, 1274, 1282, 1289, 1313, 1317～1318, 1320～1321, 1324, 1327, 1330, 2001～2002, 2004～2006, 2057, 2060～2061, 2063～2066, 2069～2077	6,765.84
	清水町	16～17, 20～21, 24～26, 29	730.43
	芽室町	251, 254～255, 260, 269, 273～274, 276, 281, 389	816.71
	中札内村	348～350, 375	354.39
	更別村	380, 382	179.37
	大樹町	2003～2006, 2009, 2035～2037, 2051～2055, 2060, 2079～2087, 2089～2090, 2093, 2117, 2123～2124, 2128～2137, 2139～2143	3,424.09
	広尾町	1002, 1009～1010, 1031～1032, 1034, 1043～1044, 1047～1054, 1086, 1092～1093, 1095, 1102, 1105, 1108～1109, 1113, 1116, 1119～1123, 1128～1129, 1135, 1137～1138, 1140～1141	2,202.77
	本別町	201, 203～204, 206, 208～212, 215～216, 218～219, 221～223, 225～226, 228～229, 231～241, 243～245	5,509.70
足寄町	1～2, 4～11, 13～16, 18～30, 32～37, 39～47, 50～54, 57, 59～60, 63～70, 72, 75, 77, 79～81, 83, 85～94, 96～97, 100, 102, 104～106, 108, 112～114, 116, 118～120, 123～125, 127～128, 131～139, 141～146, 148～149, 151～155, 158, 244～245, 301～302, 305, 307～310, 312, 317, 319～321, 323, 325, 333, 335～338, 340, 342～343, 345～346, 348, 350, 352, 353, 356～364, 368, 371, 374～378, 380, 387, 392～401, 404～408, 410～411, 413, 416～417, 419～426, 431, 433～439, 1178, 1183～1184	44,685.48	

e 木材等生産機能

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林班）	面 積
市 町 村 別 内 訳	陸 別 町	404, 1001～1006, 1009～1010, 1012, 1014～1016, 1018～1021, 1023～1024, 1028～1029, 1031～1032, 1034, 1036～1038, 1040～1043, 1045～1046, 1048～1049, 1051, 1053～1054, 1056～1058, 1061～1068, 1070～1071, 1103～1109, 1111～1116, 1124～1125, 1127～1133, 1135～1136, 1139～1146, 1151～1164, 1167, 1171～1184, 1187	24, 475. 58

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分	現況	計画期末	参考（現況）			
			水土保持林	森林と人の共生林	資源の循環利用林	
面	育成単層林	56,801	55,195	53,507	1,023	2,272
	育成複層林	40,869	42,488	37,061	2,979	829
積	天然生林	291,866	291,866	194,701	94,755	2,410
森林蓄積 (m ³ /ha)		174	182			
林道整備率 (%)		39	42			

注1) 育成単層林とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

2) 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

3) 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む）（天然生林施業）が行われている森林。

4) 現況については、平成20年3月31日現在の数値である。

5) 参考（現況）の合計は四捨五入のため必ずしも現況に一致しない。

6) 現況及び計画期末の数値については、無立木地は含まれていない。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものの。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）をすること。

※3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,731	1,566	164	195	176	19	1,536	1,390	146

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,855	3,582

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	
総数		289,636.27	
市 町 村 別 内 訳	帯広市	288～291, 293, 295, 298～302, 305～339	12,865.23
	音更町	388	24.24
	士幌町	9	4.50
	上士幌町	3～11, 13～35, 39～40, 42, 44, 54～77, 80～96, 98～107, 110～114, 123～128, 133～139, 141～175, 177～179, 181～183, 185～199, 201～209	28,635.52
	鹿追町	2101～2126, 2136～2144, 2146, 2158, 2179	6,704.67
	新得町	1001～1076, 1081～1092, 1094～1151, 1154～1179, 1204～1269, 1271～1275, 1278～1307, 1310～1313, 1317～1333, 2001～2013, 2054～2077	55,696.62
	清水町	14～35, 37～47	5,294.15
	芽室町	247～261, 266～281, 283	9,522.94
	中札内村	344～359, 369～378	5,885.44
	大樹町	2001～2009, 2012～2016, 2030～2041, 2045～2064, 2072, 2074～2099, 2107～2111, 2117～2118, 2120～2125, 2128～2143	23,355.60
	広尾町	1001～1018, 1020～1021, 1023～1118, 1120～1136, 1139, 1141～1144	25,690.65
	本別町	201～204, 206, 208～245	9,282.16
	足寄町	1～54, 57～66, 69～73, 77～100, 103～142, 144～158, 244～245, 301～313, 317～319, 321～359, 361～365, 367～378, 380～440, 1183～1184, 1188, 1190～1191	69,541.35
陸別町	403～404, 418, 1001～1051, 1053～1058, 1062～1072, 1101～1116, 1123～1177, 1179～1191	37,133.20	

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	
総数		119,558.02	
市町村別内訳	帯広市	290～298, 302～308, 310, 327～328, 330～331, 333～334	7,319.05
	音更町	390	26.92
	士幌町	1	144.94
	上士幌町	1～3, 14～15, 23～24, 31～32, 36～38, 41, 43～67, 70～72, 74～85, 90～95, 97～99, 101, 103～104, 106～109, 111～113, 115～122, 125, 128～132, 139～141, 158, 162～163, 167～174, 176～180, 182～184, 186, 188～191, 193, 195～207, 209, 2166～2169, 2173, 2175～2177	18,586.08
	鹿追町	2110, 2114～2115, 2118, 2123～2136, 2138, 2140～2141, 2143～2165, 2170～2172, 2174, 2177～2180	11,133.79
	新得町	1077～1081, 1092～1094, 1101～1102, 1104～1105, 1108, 1126～1127, 1152～1154, 1158～1159, 1165～1171, 1176～1203, 1206～1214, 1222, 1243～1244, 1247, 1250, 1261, 1270～1271, 1275～1278, 1285～1287, 1293, 1297, 1304, 1308～1311, 1313～1316, 1331, 2005～2013, 2051～2056, 2058～2060	27,851.81
	清水町	14, 18～28, 30～44, 46～47	6,086.93
	芽室町	247～248, 250, 254, 256～260, 262～266, 270～273, 277, 389	5,043.47
	中札内村	351, 353～375	10,062.92
	大樹町	2002, 2016～2032, 2039～2046, 2053, 2062～2074, 2088, 2096～2108, 2115～2116, 2130	18,074.35
	広尾町	1003～1009, 1012～1024, 1033, 1037～1038, 1044, 1058～1061, 1071, 1074～1075, 1083～1084, 1088～1089, 1091, 1095～1099, 1101～1105, 1108～1111, 1117～1119, 1121, 1133, 1137, 1142～1145	5,852.13
	本別町	205～207, 215, 221～224	534.33
	足寄町	10, 55～56, 67～68, 73～76, 91, 94, 100～102, 105, 119～120, 303, 318～327, 329, 336, 338～340, 342～343, 346～353, 355～362, 366～371, 380, 384, 386, 388～389, 397, 406～409, 428, 433, 435, 438, 440	8,518.16
陸別町	440, 1026, 1038, 1068, 1070, 1158	323.14	

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：Km、面積：ha、材積：m³

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考
				面積	材積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (基幹)	上士幌町	シンノスケ3の沢	1.0	301	46,737	12,721	作業道格上げ
	小計	1路線	1.0	301	46,737	12,721	
	新得町	佐幌2の沢	5.0	923	136,835	45,614	作業道格上げ
	小計	1路線	5.0	923	136,835	45,614	
	清水町	羽帯	3.0	930	11,195	48,071	
	小計	1路線	3.0	930	11,195	48,071	
	中札内村	元更別	1.0	522	23,369	37,593	
	小計	1路線	1.0	522	23,369	37,593	
	大樹町	幸栄	3.0	958	54,993	81,444	作業道格上げ
小計	1路線	3.0	958	54,993	81,444		
基幹計		5路線	13.0	3,634	273,129	225,443	
自動車道 (管理)	帯広市	クルズペナイ沢	2.0	265	5,320	24,956	作業道格上げ
		広田の沢支線	1.5	289	8,634	23,004	作業道格上げ
		左の沢	3.0	369	15,783	23,167	作業道格上げ
		山本の沢	2.0	232	9,339	18,303	
		梅の沢分線	1.0	338	8,236	31,550	作業道格上げ
	小計	5路線	9.5	1,493	47,312	120,980	
	上士幌町	瀬田川	3.0	490	50,022	23,852	作業道格上げ
		清水谷林道	1.6	277	41,504	9,891	作業道格上げ
		敷の沢	1.0	247	39,568	11,769	作業道格上げ
	小計	3路線	5.6	1,014	131,094	45,512	
	鹿追町	109林班	1.5	411	42,103	2,576	作業道格上げ
		サラツキ支線	2.0	498	27,243	34,941	作業道格上げ
		第2然別支線	1.0	737	101,219	33,339	作業道格上げ
	小計	3路線	4.5	1,646	170,565	70,856	
	新得町	サラツキウシュベツ	4.2	398	28,548	16,853	作業道格上げ
		パンケキノウシ	3.0	306	36,091	24,493	作業道格上げ
		ペンケニコロ第1支線	8.0	721	51,664	30,312	作業道格上げ
		ペンケニコロ第1分線	5.2	318	21,909	8,481	作業道格上げ
		ペンケニコロ第2支線	4.5	696	61,685	41,095	作業道格上げ
		ペンケニコロ滝上	1.3	237	26,086	4,616	作業道格上げ
		屈足オソウシ第2支線	9.0	530	37,788	26,370	作業道格上げ
		屈足オソウシ当別	3.5	278	20,707	15,313	作業道格上げ
		屈足オソウシ当別分線	4.9	375	40,449	11,984	作業道格上げ
佐幌4の沢		1.5	419	40,266	9,913	作業道格上げ	
小計	10路線	45.1	4,278	365,193	189,430		

単位 延長：Km、面積：ha、材積：m³

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考	
				面積	材積			
					針葉樹	広葉樹		
自動車道 (管理)	清水町	クテクウシュベツ	1.0	288	7,822	13,138		
	小計	1路線	1.0	288	7,822	13,138		
	芽室町	パンケナイ		0.5	645	1,354	78,986	作業道格上げ
		志賀の沢		2.5	758	7,164	82,182	作業道格上げ
		上美生3の沢		1.0	602	14,071	52,637	作業道格上げ
		深沢		2.0	482	10,153	37,714	作業道格上げ
		雄馬別		4.0	828	20,761	67,265	作業道格上げ
	小計	5路線	10.0	3,315	53,503	318,784		
	中札内村	カラの沢		4.0	350	15,266	23,954	
		ヌーナイ沢		1.5	253	8,993	19,659	作業道格上げ
		ヌーナイ沢支線		1.0	126	4,571	9,935	作業道格上げ
	小計	3路線	6.5	729	28,830	53,548		
	大樹町	雨竜の沢		4.0	902	18,527	81,798	作業道格上げ
		熊の沢		2.0	238	5,807	21,425	作業道格上げ
		熊の沢連絡		2.5	454	18,216	42,852	作業道格上げ
	小計	3路線	8.5	1,594	42,550	146,075		
	広尾町	下豊似左岸		2.0	302	6,240	21,305	作業道格上げ
		音調津支線		2.0	206	10,798	7,282	作業道格上げ
		下豊似連絡線		2.5	293	14,004	14,561	作業道格上げ
		西広尾連絡		1.5	305	18,440	27,049	作業道格上げ
		東中		2.5	411	15,456	32,359	作業道格上げ
		万岩山		2.0	334	8,324	31,770	作業道格上げ
		野中		1.0	183	8,023	11,467	作業道格上げ
		野塚川第1支線		2.0	415	5,551	46,419	作業道格上げ
	小計	8路線	15.5	2,449	86,836	192,212		
	本別町	233林班		1.8	442	20,522	38,243	作業道格上げ
		パンケ仙美里第2支線		2.5	229	7,503	19,145	作業道格上げ
小計	2路線	4.3	671	28,025	57,388			
足寄町	エスキナイ		1.7	284	4,461	41,724	作業道格上げ	
	フーチャシナイ		0.8	323	41,027	32,559	作業道格上げ	
	稲牛第1横断		1.5	403	31,883	35,779	作業道格上げ	
	吉野沢		3.6	684	81,311	40,721	作業道格上げ	
	上稲牛一点沢		1.0	247	25,154	15,397	作業道格上げ	
	盃の沢		1.3	414	50,436	51,968	作業道格上げ	
小計	6路線	9.9	2,355	234,272	218,148			

単位 延長：Km、面積：ha、材積：m³

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考
				面積	材積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (管理)	陸別町	1 1 7 4 林班	2.2	214	48,572	12,099	作業道格上げ
		ポンクンベツ支線	1.6	194	18,919	18,780	作業道格上げ
		勲祢別横断	3.1	583	74,351	28,850	作業道格上げ
		勲祢別連絡	2.8	721	128,955	49,986	作業道格上げ
		太辛第6支線	2.0	386	55,355	21,903	作業道格上げ
		入の沢	2.8	617	60,035	29,524	作業道格上げ
	小計	6路線	14.5	2,715	386,187	161,142	
管理計	55路線	134.9	22,547	1,582,189	1,587,213		
合計	60路線	147.9	26,181	1,855,318	1,812,656		

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	箇 所 数	備 考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	帯広市	オピリネツプ	1,000	2	路体強化・溝渠工
		ピリカペタン沢	1,000	2	路体強化
		岩内川	1,000	2	路体強化・溝渠工
		岩内川支流	1,000	2	路体強化・溝渠工
		戸蔦別川	1,000	2	路体強化・護岸工
		梅の沢	1,000	2	路体強化
	小計	6路線	6,000	12	
	上士幌町	14の沢	1,500	2	法面保護・排水施設
		シンノスケ5の沢	2,000	2	法面保護・排水施設
		メトセツプ	1,000	1	法面保護
		音更川本流	1,500	2	路体強化
		九の沢	1,000	1	法面保護
		糠平三股	2,000	2	法面保護・排水施設
		西上豊岡連絡	1,700	2	法面保護
		多有珠別	1,500	2	路体強化・法面保護
	小計	8路線	12,200	14	
	鹿追町	ユーヤンベツ	500	1	路体強化
		然別湖畔支線	1,100	1	路体強化
		第2然別本流	1,000	1	路体強化
	小計	3路線	2,600	3	
	新得町	ヌプントムラウシ	500	2	路体強化・法面保護
		パンケキナウシ	100	1	路体強化・法面保護
		パンケニコボツ1の沢	100	1	路体強化
		ポントムラウシ	1,000	1	路体強化・法面保護
		ユートムラウシ	100	1	路体強化・法面保護
		近別	2,000	2	法面保護
		広内	2,000	2	排水施設
		佐幌2の沢	1,500	2	橋梁架け替え
		佐幌循環	200	1	法面保護
		幌内	1,000	1	橋梁架け替え
	小計	10路線	8,500	14	
	清水町	羽帯	500	1	路体強化
		石山	1,000	3	路体強化・橋梁改良
石山北清水		1,500	2	路体強化・溝渠工	
北清水線		800	2	路体強化	
小計	4路線	3,800	8		

単位 延長：m

種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	箇 所 数	備 考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	芽室町	トムラウシ沢	1,500	3	路体強化・溝渠工・ネット工
		ペンケナイ	1,000	2	路体強化・溝渠工
		上美生	600	2	路体強化・溝渠工
		上美生2の沢	1,000	2	路体強化・溝渠工
		上美生4の沢	500	1	路体強化
		登の沢	1,000	3	路体強化・溝渠工
	小計	6路線	5,600	13	
	中札内村	元更別	800	2	路体強化・溝渠工
	小計	1路線	800	2	
	大樹町	パンケポロナイ	600	2	路体強化
		昭徳	800	2	路体強化・護岸工・溝渠工
		昭徳左岸	1,000	2	路体強化
		相川	1,000	2	路体強化・護岸工
		中の川	2,500	3	路体強化・護岸工・溝渠工
		紋別昭徳連絡	1,000	2	路体強化
		紋別川	2,000	3	路体強化・溝渠工
		紋別川連絡	1,500	3	路体強化
		歴船川支流	3,000	2	路体強化・溝渠工
		歴船川本流	3,000	4	路体強化・護岸工・溝渠工
	小計	10路線	16,400	25	
	広尾町	カムロベツ	1,000	2	路体強化・溝渠工
		パンケハヤニ	1,000	2	路体強化・護岸工・溝渠工
		ペンケアイアン	600	2	路体強化・溝渠工
		音調津	1,000	2	路体強化
		下豊似	1,000	3	路体強化・護岸工・溝渠工
		下豊似左岸	1,500	3	路体強化・溝渠工
		花春内	1,200	3	路体強化・護岸工・溝渠工
		楽古川	3,000	3	護岸工・溝渠工
		左札楽古	1,000	2	路体強化
		札楽古	2,000	1	路体強化
		東広尾川	1,000	3	路体強化・溝渠工
		美幌川	1,000	2	路体強化
		野塚川	1,000	2	路体強化・護岸工
	小計	13路線	16,300	30	
	本別町	モップの沢	500	2	路体強化・溝渠工
		本間沢	1,000	3	路体強化・溝渠工
		本別沢	1,000	3	路体強化・溝渠工
	小計	3路線	2,500	8	

単位 延長：m

種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	箇 所 数	備 考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	足寄町	3 1 線沢	1,000	3	路体強化・溝渠工
		3 5 線沢	1,000	3	路体強化・溝渠工
		3 9 線沢	1,000	3	路体強化・溝渠工
		チセウエンベツ	500	2	路体強化・溝渠工
		ウエンベツ	500	2	路体強化・溝渠工
		ウエンベツ茂喜登牛	500	2	路体強化・溝渠工
		クオベツ	500	2	路体強化
		ハヤトの沢	1,000	3	路体強化・溝渠工
		ポン稲牛	500	2	路体強化・溝渠工
		芽登川	500	2	路体強化・溝渠工
		糠南	1,200	4	路体強化・溝渠工
		ヌプリバオマナイ	500	2	路体強化・溝渠工
		上足寄	1,000	3	路体強化・溝渠工
		美利別本流	1,000	3	路体強化・溝渠工
		風達幹線	1,500	5	路体強化・溝渠工
		幌加美利別	2,000	5	橋梁架替・路体強化
	小計	16路線	14,200	46	
	陸別町	鹿山作集	500	2	路体強化・溝渠工
		鹿山川上	1,000	3	路体強化・溝渠工
		取布朱	500	2	路体強化・溝渠工
		上陸別	500	2	路体強化・溝渠工
		大与地1004林班	500	2	路体強化・溝渠工
	小計	5路線	3,000	11	
基幹 計		85路線	91,900	186	
自動車道 (管理)	帯広市	岩内越	800	2	路体強化・溝渠工
		岩内川1の沢	1,000	2	路体強化・溝渠工
		広田の沢	600	2	路体強化・溝渠工
		左の沢	1,500	5	法面工
		鉄砲の沢	1,000	3	路体強化・溝渠工
	小計	5路線	4,900	14	
	上士幌町	5 5メトセツプ	2,000	1	路体強化・法面保護
		糠平迂回	2,000	2	路体強化・法面保護
		黒石平	700	1	路体強化・法面保護
		幌加大曲	2,000	3	路体強化・法面保護
	小計	4路線	6,700	7	
	鹿追町	ボンサラウンナイ	1,000	1	路体強化・法面保護
		ユトルクシュナイ	2,200	1	路体強化・法面保護
内待沢		1,600	1	路体強化・法面保護	
小計	3路線	4,800	3		

単位 延長：m

種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	箇 所 数	備 考 (拡張の内容)
自動車道 (管理)	新得町	トノカリ第1支線	500	1	法面保護・排水施設
		ペンケキナウシ	1,000	1	路体強化・法面保護
		ホロカトカチ	200	2	路体強化・法面保護
		ユートムラウシ第3支線	5,800	1	法面保護・排水施設
		ユートムラウシ第5支線	5,600	1	法面保護
		近別第1支線	1,000	1	排水施設
		近別第3支線	100	1	法面保護
	小計	7路線	14,200	8	
	芽室町	上美生6の沢	500	1	路体強化
		深沢	1,000	2	路体強化・溝渠工
		滝の沢	1,000	2	路体強化・溝渠工
	小計	3路線	2,500	5	
	中札内村	ペンケオトシノオマナイ	1,000	3	路体強化・護岸工
		西札内第1支線	500	1	護岸工・溝渠工
		西札内第3支線	500	1	路体強化
	小計	3路線	2,000	5	
	大樹町	パンケナイ	1,500	4	路体強化・護岸工・溝渠工
		ひょうたん連絡右岸	1,000	3	路体強化・溝渠工
		ひょうたん連絡左岸	1,000	3	路体強化・護岸工
		パンケナイ	2,000	4	路体強化・護岸工
		館山	800	3	路体強化・溝渠工
		熊の沢	1,000	2	路体強化
		光地園連絡	600	2	路体強化・溝渠工
		左の沢	1,000	3	路体強化・溝渠工
		住吉	600	2	路体強化・護岸工・溝渠工
		住吉2の沢	1,000	2	路体強化・護岸工・溝渠工
		相川支線	500	2	路体強化
		函の沢支線	500	2	路体強化
		紋別川第3支線	800	3	路体強化・溝渠工
	小計	13路線	12,300	35	
	広尾町	磯風の沢	1,000	2	路体強化
		音調津支流	1,000	3	路体強化・溝渠工
		杉の沢	1,000	2	路体強化
		中楽古	1,000	1	路体強化
		野中	1,500	3	路体強化・溝渠工・ネット工
	小計	5路線	5,500	11	
	本別町	233林班	500	2	路体強化・溝渠工
		パンケ仙美里支線	500	2	法面保護・路体強化
		奥仙美里	500	2	法面保護・溝渠工
		仙美里	300	1	路体強化
	小計	4路線	1,800	7	

単位 延長：m

種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	箇 所 数	備 考 (拡張の内容)	
自動車道 (管理)	足寄町	3 1 線 1 の 沢	300	1	路体強化、排水施設	
		3 5 線 3 の 沢	500	2	路体強化、排水施設	
		7 1 点 沢	500	2	路体強化・溝渠工	
		9 線 沢	1,000	3	路体強化・溝渠工	
		クオナイ	500	2	路体強化・溝渠工	
		ハヤトの沢支線	500	2	路体強化、排水施設	
		フーチャシナイ	1,000	3	路体強化・溝渠工	
		ポン稲牛支線	500	2	路体強化・溝渠工	
		芽登糠南	500	2	路体強化・溝渠工	
		寺の沢	1,000	3	路体強化・溝渠工	
		小原の沢	500	2	路体強化・溝渠工	
		上稲牛二股	500	2	路体強化、排水施設	
		上足寄苗畑	500	2	法面保護、路体強化	
		菅野の沢	500	2	路体強化、排水施設	
		川音の沢	500	2	路体強化、排水施設	
		天幕の沢	500	2	路体強化、排水施設	
		風達第1支線	500	2	路体強化・溝渠工	
		歩道の沢	500	2	路体強化、排水施設	
		幌内	500	2	路体強化・溝渠工	
		本別沢第1支線	500	2	路体強化・溝渠工	
		本別沢第3支線	500	2	路体強化・溝渠工	
	小計	21路線	11,800	44		
	陸別町	5 の 沢	500	2	路体強化・溝渠工	
		ボンクンベツ	500	2	路体強化、排水施設	
		奥村の沢	500	2	路体強化、排水施設	
		九哩の沢	500	2	路体強化・溝渠工	
		石井沢	300	1	路体強化、排水施設	
		登良里	500	2	路体強化・溝渠工	
		入の沢	500	2	路体強化・溝渠工	
入の沢支線		500	2	路体強化、排水施設		
小計	8路線	3,800	15			
管理 計	76路線	70,300	154			
合 計	161路線	162,200	340			

別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在

該当無し

別表8 樹根及び表土の保全その他の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面積	留意すべき事項	備考 (保安林等の種類)
市町村	地 区			
総 数		396,654.16		
帯 広 市	※市町村別の地区は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	20,184.28	地形、地質、土壌等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう特に林地保全に留意する。	土流、その他
音 更 町		17.31		土崩、防風
士 幌 町		4.50		水かん
上 士 幌 町		45,709.15		水かん、土流、土崩
鹿 追 町		15,023.24		水かん、土流、土崩、その他
新 得 町		76,906.28		水かん、土流、土崩、干害
清 水 町		11,371.70		土流、その他
芽 室 町		14,073.77		水かん、土流、土崩
中 札 内 村		15,908.98		土流、土崩
大 樹 町		41,319.99		水かん、土流、土崩、
広 尾 町		31,516.19		水かん、土流、土崩、干害
本 別 町		9,764.19		水かん、土流、土崩
足 寄 町		77,872.26		水かん、土流、土崩、干害
陸 別 町		36,982.32		水かん、干害

注1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「干害」は、干害防備保安林、「その他」は砂防指定地である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表9 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当無し

別表10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
保安林総数（実面積）	398,552	
水源かん養のための保安林	296,718	
災害防備のための保安林	101,332	
保健、風致の保存等のための保安林	11,414	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の合計に一致しないことがある。

10-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

単位 面積：ha

指定解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由
			市町村	区域(林班)		
解除	水源かん養	十勝川	鹿追町	東大雪支署 2126	0.28	橋梁架替工事
			新得町	東大雪支署 1243	0.02	雪崩防止策の設置
			小計		0.30	
	土砂流出防備	十勝川	鹿追町	東大雪支署 2144	0.07	橋梁架替工事
小計			0.07			
計					0.37	

注1) 指定解除別に口座を設けて記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとに総数を掲上する。

2) 区域内には、当該区域の属する林班番号又は字名を記載する。

10-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養の ための保安林	0.59			245.10	
災害防備の ための保安林				32.52	
保健、風致の保存 等のための保安林				268.70	

別表11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

別表 1 2 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治 山 事 業 施 工 地区数	主 な 工 種	備 考
市町村	区域（林班）			
帯 広 市	286, 295, 310, 312, 319	5	溪間工・本数調整伐	
上士幌町	74, 75, 87～89, 134, 148, 151	7	溪間工・植栽工	
鹿 追 町	2142, 2146, 2170	3	溪間工・山腹工	
新 得 町	1291, 2007, 2067, 2072	7	溪間工	
清 水 町	26～29	1	植栽工・本数調整伐	
芽 室 町	252, 254, 255, 268, 270～275, 280, 389	5	溪間工・山腹工 本数調整伐	
中札内村	349, 351, 370～373, 378	6	溪間工・本数調整伐	
大 樹 町	2001～2004, 2006～2009, 2031, 2038, 2049, 2050, 2052, 2053, 2058, 2059, 2063, 2079, 2080, 2082, 2091, 2093～2095, 2109, 2115～2118, 2120～2123, 2129～2131, 2134	36	溪間工・山腹工 本数調整伐	
広 尾 町	1002, 1009, 1016, 1026, 1027, 1050, 1066, 1068, 1082, 1095, 1125, 1128, 1142～1144	11	溪間工・山腹工 植栽工・本数調整伐	
足 寄 町	4, 12, 13, 76, 144, 147, 331, 352, 363	9	溪間工・山腹工 植栽・本数調整伐	
陸 別 町	1040	1	溪間工・山腹工 植栽・本数調整伐	
本 別 町	205, 209, 210, 213, 228, 229, 230	7	溪間工・山腹工 植栽・本数調整伐	
合 計		98		

別表 13 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域		伐方	採法 その他		
保安林	水かん	士幌町		4.50			
		上士幌町		45,383.88			
		鹿追町		13,590.95			
		新得町		76,404.59			
		芽室町		31.50			
		大樹町		22,013.95			
		広尾町		15,891.76			
		本別町		9,566.94			
		足寄町		75,035.32			
		陸別町		36,916.34			
	小計			294,839.73			
	土流	帯広市	※森林の区域 (林小班) は、北海道森林 管理局計画 課に備え置く 別冊のとおり である。		20,133.87	※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。	
		上士幌町			256.59		
		鹿追町			1,382.83		
		新得町			42.46		
		清水町			11,344.38		
		芽室町			14,026.59		
		中札内村			15,873.62		
		大樹町			18,977.14		
		広尾町			15,336.85		
		本別町			35.64		
	足寄町		91.29				
	小計			97,501.26			
	土崩	音更町			4.56		
		上士幌町			99.08		
		鹿追町			21.94		
		新得町			323.76		
		芽室町			36.57		
		中札内村			27.49		
		大樹町			250.88		
		広尾町			147.94		
		本別町			127.83		
		足寄町			220.63		
小計			1,260.68				
防風	音更町			12.55			
小計			12.55				

注) () 書きの数値は重複制限林で外書きである。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域		伐採方法	その他		
保安林	干害	新得町		119.77		※保安林の指定施業要件の範囲内とする。	
		広尾町		113.12			
		足寄町		2,358.56			
		陸別町		21.83			
	小計			2,613.28			
	保健	音更町		(4.56)	22.36		
		士幌町			65.26		
		上士幌町			1,176.44		
		鹿追町		(40.18)	770.57		
		新得町		(2,571.37)	160.06		
		芽室町		(4.84)	33.20		
		中札内村		(1,595.86)			
		大樹町		(223.08)			
		広尾町		(43.65)			
		本別町		(542.39)			
		足寄町		(4,216.28)			
	小計			(9,242.21)	2,227.89		
	計			(9,242.21)	398,455.39		
	砂防指定地	帯広市	※森林の区域(林小班)は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。		34.87		択伐、禁伐
鹿追町		(0.38)		23.65			
清水町				23.42			
大樹町				11.75			
広尾町				6.84			
計			(0.38)	100.53			
国立公園	特別保護地区	士幌町		(1,191.22)	※11(1)ウの表による	大雪山国立公園、阿寒国立公園	
		新得町		(10,456.14)			
		足寄町		(671.02)			16.06
	小計			(12,318.38)			16.06
	第一種	士幌町		(65.26)			
		上士幌町		(6,017.00)			0.12
		鹿追町		(643.44)			2.21
		新得町		(4,284.87)			
		足寄町		(795.64)			41.50
	小計			(11,806.21)			43.83
	第二種	上士幌町		(4,632.21)			212.13
		鹿追町		(3,665.42)			18.03
		新得町		(3,919.33)			118.91
		足寄町		(1,537.59)			6.82
小計			(13,753.55)	355.89			

注) () 書きの数値は重複制限林で外書きである。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域		伐採方法	その他		
国立公園	第三種	士幌町		79.68		大雪山国立公園、 阿寒国立公園	
		上士幌町		(28,511.52)	178.34		
		鹿追町		(7,110.19)	1.92		
		新得町		(22,761.29)	296.87		
		足寄町		(1,166.81)	4.64		
	小計		(59,549.81)	561.45			
計		(97,427.95)	977.23				
国定公園	特別保護地区	帯広市		(2,604.84)		日高山脈襟裳国定公園	
		芽室町		(1,104.93)			
		中札内村		(3,181.28)	0.22		
		大樹町		(1,415.58)			
		広尾町		(109.45)			
	小計		(8,416.08)	0.22			
	第一種	帯広市	※森林の区域 (林小班) は、北海道森林 管理局計画 課に備え置く 別冊のとおり である。		(2,321.78)		
		清水町			(667.42)		2.02
		芽室町			(2,126.49)		
		中札内村			(6,065.17)		
		大樹町			(11,491.06)		
	広尾町			(2,624.25)			
	小計			(25,296.17)	2.02		
	第二種	帯広市			(934.53)		
		清水町			(1,890.66)		0.51
		芽室町			(235.17)		
		中札内村		(2,793.74)	36.51		
		広尾町		(565.26)			
	小計		(12,152.94)	46.51			
	第三種	帯広市		(470.86)			
清水町			(855.52)				
芽室町			(722.86)				
中札内村			(334.63)	2.73			
広尾町			(497.62)				
小計		(2,881.49)	2.73				
計		(48,746.68)	51.48				

注) () 書きの数値は重複制限林で外書きである。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
原生自然環境保全地域	新得町	※森林の区域(林小班)は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	1,035.12	※11(1)カによる		
計			1,035.12			
鳥獣保護区 特別保護地区	上士幌町		(34.38)	※11(1)オの表による		
	新得町		(51.28)			
	大樹町		(51.67)			
	本別町		(46.75)			
	足寄町		(115.27)			
	陸別町		(65.42)			
計			(364.77)			
史跡名勝天然記念物	新得町		(10,619.23)	※11(1)エの表による		
	足寄町	(4.70)				
計		(10,623.93)				

注) () 書きの数値は重複制限林で外書きである。